

「NEDOプロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開」

基本計画

技術戦略研究センター

1. 事業の目的・目標・内容

(1) 事業の目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。)は、第5期中長期目標において、「高度な研究開発マネジメントの実施による研究開発成果の創出と成果を企業等が速やかに社会実装に繋げることを支援するなど、研究開発マネジメントを通じたイノベーションの創出に貢献する」ことがミッションの一つとして掲げられている。

本事業は、上記ミッションの達成に貢献すべく、NEDO で実施するナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業(以下、「NEDO プロジェクト」という。)における研究開発成果を速やかに事業化・社会実装に繋げる効果的方策の一つとして、成果の社会実装や関連する先端技術分野等の将来を担う人材の育成及び産学連携等の深化を通じたNEDOプロジェクトの発展・成果普及を目的として実施する。

(2) 事業の目標

NEDO プロジェクトの発展・成果普及に寄与する取り組みを展開する。

具体的には、我が国の将来を支える産業技術の発展を担う拠点を大学等に形成し、講座を開設・実施することで NEDO プロジェクト成果の社会実装や関連する先端技術分野等の将来を担う人材を育成する。また、拠点を中心とした産学の人材交流等を企図し、新たなニーズまたは技術シーズの発掘や、技術の応用・発展に繋がる人的ネットワークを構築する。

(3) 事業の内容

上記目標を達成するため以下のとおり事業を実施する。なお、本事業は産学官で取り組む基盤的開発に関して、大学等の研究・教育機能を活用した人材育成、人的交流等を図るものであり、委託事業として実施する。

① 事業の概要

下記の(ア)又は(イ)のいずれかを満たす拠点を大学等に形成し、i)、ii)を一体的に実施する。また、i)、ii)を実施した上でiii)の実施も可能とする。

(ア) 大学等が技術の中核となって優れた成果を生み出しつつある又は生み出したNEDOプロジェクト(以下、「コアプロジェクト」という。)の研究拠点

(イ) 先端技術分野等の研究拠点

i) 人材育成講座の実施

コアプロジェクトの基幹技術、先端技術分野等に係る講座を大学等に開設し、人材育成を行う。拠点には代表者*を置き、特任教員や企業経営等の専門家等からなる講師(常勤／非常勤)陣を配置する。また、若手研究者の育成を図るため、学生等が将来、当該分野の研究に参加することを促進する環境を整備する。

* コアプロジェクトの研究拠点である場合は、プロジェクトリーダー等を拠点の代表者とし研究開発と一体的に推進できる体制とする。

ii) 人的交流等の展開

コアプロジェクトの基幹技術、先端技術分野等の産学の研究者、技術者等の人的ネットワークの構築に寄与する人的交流事業等を実施する。

iii) 周辺研究の実施

コアプロジェクトの基幹技術、先端技術分野等に関連する基礎的研究や、その成果の普及や発展に資する派生的研究を実施する。産業界が実施する研究開発との間で共同研究を行う等、密接な連携を図ることにより、円滑な技術移転を促進する。

③対象事業者

対象事業者は、コアプロジェクトの基幹技術、先端技術分野等の研究の中核であり、かつその優れた指導者が属する大学等とする。

④事業の名称

本事業の名称は、NEDO特別講座(以下「特別講座」という)とする。

⑤特別講座の開設期間

原則 5 年以内とする。

2. 事業の実施方式

(1) 事業の実施体制

本事業は、公募によって本事業の目的に合致する事業実施者をNEDOが選定し、委託により実施する。

事業実施者は、企業や大学等の研究機関等(以下「団体」という。)のうち、原則として日本国内に事業実施拠点を有する者を対象とし、単独又は複数により構成するものとする。ただし、特別な研究開発能力や研究施設等の活用の観点から国外の団体の参加が必要な場合は、当該の研究開発能力や研究施設等の活用に関し国外の団体と連携して実施することができるものとする。

(2) 事業の運営管理

NEDO は、事業全体の管理、執行に責任を負う。講座を実施する各推進部の事業担当者は、事業実施者と緊密に連携し、事業の進捗状況を把握するとともに、外部環境の変化等を適時に把握し、必要な措置を講じるものとする。運営管理にあたっては、効率的かつ効果的な方法を取り入れることとする。

3. 事業の実施期間

本事業は、2006 年度より開始する。

4. 評価に関する事項

NEDOは事業評価実施規程に基づき、政策、市場動向等の観点からみた事業の必要性、事業運営の効率性、社会・経済への貢献度や有効性等について、事業評価を実施する。

評価の時期は、2024年度に中間評価を、事業終了翌年度に終了時評価を実施する。評価の時期については、本事業に係る政策動向や本事業の進捗状況等に応じて、適宜見直すものとする。

また、中間評価結果を踏まえ必要に応じて事業の加速・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。

(中間評価については 2010、2015、2018、2021 年度に実施している。)

5. その他重要事項

(1) 研究開発成果の取り扱い

委託研究開発の成果に関わる知的財産権については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書第 25 条の規定等に基づき、原則として、すべて委託先に帰属させることとする。

(2) 基本計画の変更

NEDOは、事業内容の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向政策動向、事業予算の確保状況、当該事業の運営状況、進捗等を総合的に勘案し、達成目標、実施期間、実施体制等、基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(3) 根拠法

本事業は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 1 項第 9 号に基づき実施する。

6. 基本計画の改定履歴

(1) 平成 18 年 3 月、制定

(2) 平成 19 年 3 月、改正(書きぶりに係る軽微な変更)

(3) 平成 20 年 3 月、改正(技術経営に関する講座等を追加)

(4) 平成 21 年 3 月、改正(委託事業の明確化、評価時期の変更)

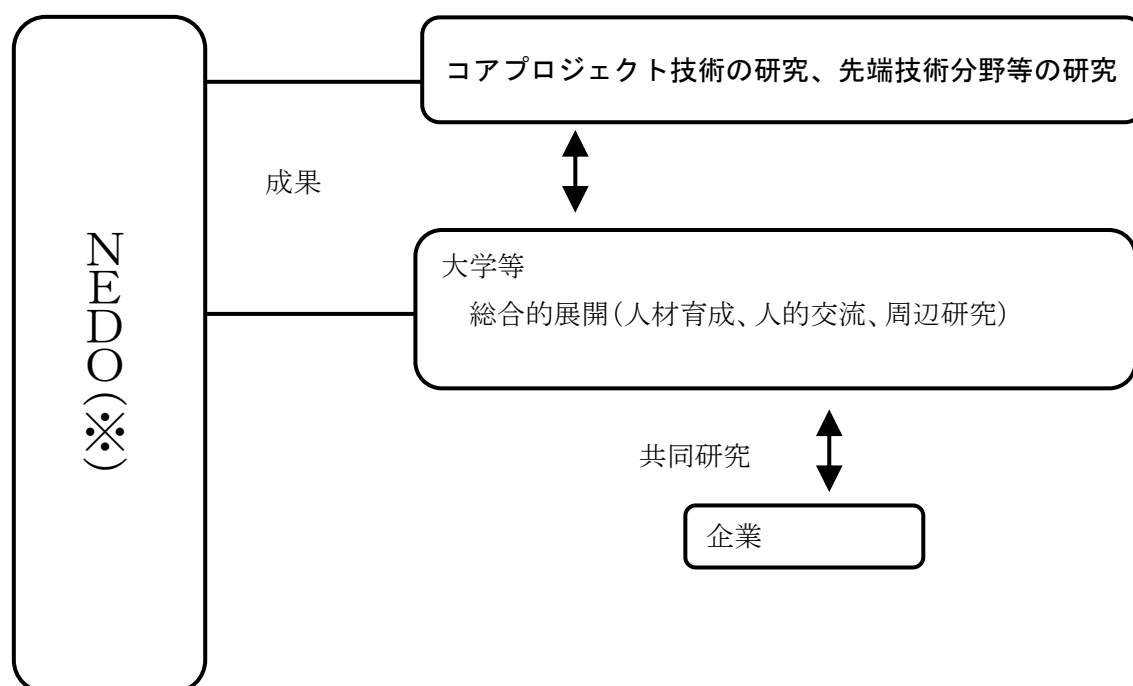
(5) 平成 23 年 7 月、改正(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の改正に伴う変更)

(6) 平成 24 年 3 月、改正(書きぶりに係る軽微な変更)

(7) 平成 24 年 10 月、改正(新規講座の追加)

- (8)平成 24 年 11 月、改正(講座情報の更新)
- (9)平成 25 年 2 月、改正(事業目的の追記、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の改正に伴う変更、および講座情報の更新)
- (10)平成 26 年 2 月、改正(書きぶりに係る軽微な変更)
- (11)平成 27 年 2 月、改正(評価の項目に係る変更)
- (12)平成 28 年 3 月、改正(評価の項目に係る変更等)
- (13)平成 31 年 3 月、改正(評価の項目に係る変更等)
- (14)令和 4 年 3 月、改正(事業目的の追記、評価の項目に係る変更等)
- (15)令和 6 年 3 月、改正(事業の目的・目標・内容の軽微な変更、評価に関する事項の軽微な変更、根拠法の見直し、書きぶりに係る軽微な変更)

事業スキーム図



※ NEDO研究開発プロジェクト又は**先端技術分野等**の研究拠点から、本事業に適するものを適宜選定・採択
(契約・助成審査委員会)